

おきでんグループ人権方針

はじめに

おきでんグループは、コーポレートスローガンである「地域とともに、地域のために」に基づき、事業活動を通じてグループビジョンおよび基本理念の実現と、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

おきでんグループの事業活動に関わる全ての方々の人権の尊重を表明するため、「おきでんグループ人権方針」（以下、本方針）をここに定め、人権尊重の取り組みを推進します。

1. 人権方針の適用範囲

本方針は、おきでんグループの全ての役員と従業員に適用します。また、サプライチェーンにおける取引先などのビジネスパートナーの皆さまに対しても、本方針への理解と支持を求めるとともに、本方針が尊重されるよう働きかけます。

2. コミットメント

おきでんグループは「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関する国際規範を支持、尊重します。

おきでんグループは事業活動を行う国や地域において適用される法令を遵守します。

具体的な人権課題へのコミットメントとして以下の権利と尊厳を尊重します。

- (1) 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、障がい等のあらゆる形態の差別を行いません
- (2) パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆる形態のハラスメントを行いません
- (3) 人身取引、強制労働および児童労働は、いかなる形態であるかを問わず行いません
- (4) 結社の自由^{※1}と団体交渉権を尊重します
- (5) 多様性の尊重および機会均等を推進します
- (6) 最低賃金の確保と生活賃金^{※2}を支持します
- (7) 労働時間を適正に管理し、過剰な労働時間を削減します
- (8) 健康かつ安全な職場・作業環境を確保します
- (9) 個人情報およびプライバシーを保護します
- (10) 地域社会の安全確保と環境保護に努めます

※1 労働者が労働組合を結成する権利および加入する権利

※2 労働者とその家族が衣食住や保健・医療等の生活維持のために最低限必要となる賃金

3. デュー・ディリジェンス

おきでんグループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動と関係する人権への負の影響を特定し、予防、軽減する取組みを進めます。

4. 救済

おきでんグループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こし、助長した場合には、適切な手段を通じて是正と救済に取り組んでまいります。

5. 教育、社内啓発

本方針が事業活動に浸透、定着するよう役員および従業員に対して、必要な教育、啓発活動を行います。

6. ステークホルダーとの対話

おきでんグループは、本方針をステークホルダーの皆さまへ開示するとともに、外部環境や事業環境の変化に応じ、ステークホルダーの皆さまとの対話に努めます。

7. 情報公開

おきでんグループは、本方針に基づく取り組みについて適切な情報開示を行います。